平成２５年（フ）第２０９号
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目22番13号　興和ハイツ202
債務者　大鶴　　誠
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２１０号
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目22番13号　興和ハイツ202
債務者　大鶴ひろみ
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２２８６号
愛知県津島市錦町17番地　ラディアンス錦801号
債務者　今井文七郎
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９号
名古屋市中区栄５丁目21番26号　グランルージュ栄403号
債務者　岡部　　愛（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９号
山口市小郡新町７丁目５番26号、前住所山口市秋穂東3993番地、前々住所山口市小郡新町３丁目２番３―593号　宮ノ前市営住宅
債務者　松村　暁代
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
大分県佐伯市中の島２丁目３番13号　高橋住宅
債務者　河原マサ子
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
北海道帯広市西19条南４丁目34番10号　明和団地313室
債務者　石崎　トク
1　決定年月日時　平成26年２月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
神奈川県厚木市戸田1445番地　ボヌールⅡ102、前住所神奈川県平塚市東真土１丁目10番24―705号　ワコーレ平塚Ⅰ
債務者　岩佐真由美（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４２号
神奈川県平塚市田村５丁目23番19―202号　ハイツ小林Ⅱ
債務者　大江　知子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１３号
新潟県新発田市御幸町２丁目12番19号
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第５号
愛知県丹羽郡大口町河北２丁目376番地６
債務者　佐野　一尊
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第７４号
福岡県行橋市行事２丁目13番３号　三ツ木アパートⅣ７号
債務者　足達　啓三
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第６９７号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目２番62号
債務者　橋本　義博
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２号
千葉県松戸市小金原５丁目34番地の８　ヴィラ若芝203号
債務者　高原　美穂
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５４号
千葉県野田市山崎2203番地の２　ポトリバA201号室
債務者　阿部　一美
1　決定年月日時　平成26年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４２５号
岐阜県瑞穂市稲里666番地２　加藤ハイツ501号
債務者　近藤　辰二
1　決定年月日時　平成26年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第５号
島根県浜田市金城町上来原569番地
債務者　金田　靖司
1　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
松江地方裁判所浜田支部